

保護者の皆様へ

## 異常気象時通行規制・府道富田林五条線 (東阪～千早区間)の学校対応について

早涼の候、保護者の皆様におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は本校教育活動へのご支援、ご理解をいただき誠にありがとうございます。

さて、今年度から富田林五条線の千早赤阪村東阪～千早区間が異常気象時通行規制区間の対象となり、連続雨量が150mm以上になると通行止めになります。150mmという雨量で通行止めになることは頻繁に起こることはありませんが、最近の異常気象を考える上で学校としての対応を保護者の皆様にお知らせする必要がありますと判断いたしました。また、該当する通学路を通る児童は限られておりますが、通行規制が発令された時には全校下記のように対応いたします。お読みいただき、ご理解の上、ご協力をお願いいたします。

### 記

#### ■警報が発令されておらず、登校前に連続雨量が150mmを超え通行止めになった場合

##### ①午前7時までに通行止めの連絡があった場合

- ・全児童、自宅待機（メール、電話等を通じて全家庭に連絡します。）

##### ②通行止めが解除され安全が確認できた場合

- ・全児童、登校（メール、電話等を通じて全家庭に授業開始時刻等の連絡をします。）
- ・通学バス利用者については通学バスの運行時刻を連絡します。

##### ③午前9時までに解除されない場合

- ・臨時休校とする（学校より連絡はしません。）

※警報発令時の対応は、4月9日配布しました「警報発令時の児童の安全対策について」を優先します。

#### ■警報が発令されておらず、登校後に連続雨量が150mmを超え通行止めになった場合

##### ①通行止めになった時点で全家庭に連絡する。

- ・授業中の時には、通常授業を行い安全が確保されるまで学校待機する。
- ・下校時に危険が予測される時には、原則、保護者の送迎があるまで学校待機とする。
- ・バス利用者には、通行止めになった時点でバスが出ないことを知らせる。

※情報から150mmを超えると予想できる時には、児童の繰り上げ下校を行う場合があります。

(2枚目に富田林五条線規制区間の位置図を添付いたしております。)

# 富田林五条線規制区間位置図



- ## 凡 例
- : 要対策箇所
  - ⊙ : 通行規制箇所 (グリーンロード合流部、登山口バス停付近)  
(河内長野千早城跡線未規制時: 合流部)